泉大津市議会令和4年第3回定例会会議事項

(令和4年9月7日)

会 議 事 項

種別	番号	事件名	ページ
報告	1 0	令和3年度泉大津埠頭株式会社経営報告の件	3
同	1 1	令和3年度泉大津市土地開発公社経営報告の件	5
議案	4 7	泉大津市議会議員及び泉大津市長の選挙における選挙運動 の公費負担に関する条例の一部改正の件	7
同	4 8	泉大津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正の件	1 7
同	4 9	泉大津市役所庁舎空調設備更新工事請負契約締結の件	3 3
同	5 0	泉大津市立小津中学校校舎棟長寿命化改良工事請負契約の 一部変更の件	4 3
同	5 1	令和4年度泉大津市一般会計補正予算の件	4 9
同	5 2	令和4年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算の件	8 3
同	5 3	令和4年度泉大津市病院事業会計補正予算の件	9 9
認定	1	令和3年度泉大津市一般会計及び特別会計決算認定の件	103
同	2	令和3年度泉大津市水道事業会計決算認定の件	1 0 5
同	3	令和3年度泉大津市下水道事業会計決算認定の件	107
同	4	令和3年度泉大津市病院事業会計決算認定の件	1 0 9

報告第10号

令和3年度泉大津埠頭株式会社経営報告の件

令和3年度泉大津埠頭株式会社の経営状況(別冊)を地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、市議会に報告する。

令和4年9月7日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

報告第11号

令和3年度泉大津市土地開発公社経営報告の件

令和3年度泉大津市土地開発公社の経営状況(別冊)を地方自治法(昭和22年 法律第67号)第243条の3第2項の規定により、市議会に報告する。

令和4年9月7日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

議案第47号

泉大津市議会議員及び泉大津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正の件

泉大津市議会議員及び泉大津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年9月7日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

公職選挙法施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第172号)が施行され、 国政選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に係る限度額が引き上げられたことに伴い、泉大津市議会議員及び泉大津市長の選挙における公費負担についても、これに準じ所要の改正を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市条例第 号

泉大津市議会議員及び泉大津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例(案)

泉大津市議会議員及び泉大津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成6年泉大津市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第9条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「3 16,250円」に改める。

第13条及び第14条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の泉大津市議会議員及び泉大津市長の選挙における選挙運動の公費負担 に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その 期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示され た選挙については、なお従前の例による。

(参 考)

泉大津市議会議員及び泉大津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例(案)要綱

本条例(案)は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が施行され、国政選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に係る限度額が引き上げられたことに伴い、泉大津市議会議員及び泉大津市長の選挙における公費負担についても、これに準じ所要の改正を行うものであること。

1 改正内容

選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスターの作成及び選挙運動用ビラの作成の公費負担に係る限度額を引き上げるものであること。(第4条第2号ア及びイ、第9条、第13条並びに第14条関係)

2 附則に関する事項

(1) 施行期日

この条例(案)は、公布の日から施行するものであること。

(2) 適用区分

改正後の泉大津市議会議員及び泉大津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例(案)の施行の日(以下「施行日」という。) 以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例によるものであること。

泉大津市議会議員及び泉大津市長の選挙における選 举運動の公費負担に関する条例新旧対照表

改 正 案

現 行

(選挙運動用自動車の使用の公費負担) 額及び支払手続)

- 第4条 泉大津市は、候補者(前条の 第4条 泉大津市は、候補者(前条の 届出をした者に限る。)が同条の契約 に基づき当該契約の相手方である一 般乗用旅客自動車運送事業者その他 の者(以下「一般乗用旅客自動車運 送事業者等」という。)に支払うべき 金額のうち、次の各号に掲げる区分 に応じ当該各号に定める金額を、第 2条ただし書に規定する要件に該当 する場合に限り、当該一般乗用旅客 自動車運送事業者等からの請求に基 づき、当該一般乗用旅客自動車運送 事業者等に対し支払う。
 - (1) (略)
 - (2) 当該契約が一般運送契約以外の 契約である場合 次に掲げる区分 に応じ、それぞれに定める金額 ア 当該契約が選挙運動用自動車 の借入れ契約(以下「自動車借 入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一 の日において自動車借入れ契約

により2台以上の選挙運動用自

(選挙運動用自動車の使用の公費負担 額及び支払手続)

- 届出をした者に限る。) が同条の契約 に基づき当該契約の相手方である一 般乗用旅客自動車運送事業者その他 の者(以下「一般乗用旅客自動車運 送事業者等」という。) に支払うべき 金額のうち、次の各号に掲げる区分 に応じ当該各号に定める金額を、第 2条ただし書に規定する要件に該当 する場合に限り、当該一般乗用旅客 自動車運送事業者等からの請求に基 づき、当該一般乗用旅客自動車運送 事業者等に対し支払う。
- (1) (略)
- (2) 当該契約が一般運送契約以外の 契約である場合 次に掲げる区分 に応じ、それぞれに定める金額
 - ア 当該契約が選挙運動用自動車 の借入れ契約(以下「自動車借 入れ契約」という。) である場合 当該選挙運動用自動車(同一 の日において自動車借入れ契約 により2台以上の選挙運動用自

動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が16,10 0円を超える場合には、16,10 100円)の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車 の燃料の供給に関する契約であ る場合 当該契約に基づき当該 | 選挙運動用自動車に供給した燃 料の代金(当該選挙運動用自動 車(これに代わり使用される他) の選挙運動用自動車を含む。)が | 既に前条の届出に係る契約に基 づき供給を受けた燃料の代金と 合算して、7,700円に当該 候補者につき法第86条の4第 1項、第2項、第5項、第6項 又は第8項の規定による候補者 の届出のあった日から当該選挙 の期日の前日(法第100条第 4項の規定により投票を行わな いこととなったときは、その事 由が生じた日。以下同じ。)まで の日数を乗じて得た金額に達す

動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が15,800円を超える場合には、15,800円の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車 の燃料の供給に関する契約であ る場合 当該契約に基づき当該 選挙運動用自動車に供給した燃 料の代金(当該選挙運動用自動 車(これに代わり使用される他 の選挙運動用自動車を含む。)が 既に前条の届出に係る契約に基 づき供給を受けた燃料の代金と 合算して、7,560円に当該 候補者につき法第86条の4第 1項、第2項、第5項、第6項 又は第8項の規定による候補者 の届出のあった日から当該選挙 の期日の前日(法第100条第 4項の規定により投票を行わな いこととなったときは、その事 由が生じた日。以下同じ。)まで の日数を乗じて得た金額に達す

るまでの部分の金額であること につき、委員会が定めるところ により、当該候補者からの申請 に基づき、委員会が確認したも のに限る。)

ウ (略)

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第9条 泉大津市は、候補者(前条の 届出をした者に限る。) が同条の契約 に基づき当該契約の相手方であるポ スターの作成を業とする者に支払う べき金額のうち、当該契約に基づき 作成された選挙運動用ポスターの1 枚当たりの作成単価(当該作成単価 が、541円31銭に当該選挙が行 われる区域におけるポスター掲示場 の数を乗じて得た金額に316,2 50円を加えた金額を当該選挙が行 われる区域におけるポスター掲示場 の数で除して得た金額(1円未満の 端数がある場合には、その端数は、 1円とする。以下(単価の限度額」 という。)を超える場合には、当該単 価の限度額) に当該選挙運動用ポス ターの作成枚数(当該候補者を通じ て当該選挙が行われる区域における ポスター掲示場の数に相当する数の

るまでの部分の金額であること につき、委員会が定めるところ により、当該候補者からの申請 に基づき、委員会が確認したも のに限る。)

ウ (略)

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第9条 泉大津市は、候補者(前条の 届出をした者に限る。)が同条の契約 に基づき当該契約の相手方であるポ スターの作成を業とする者に支払う べき金額のうち、当該契約に基づき 作成された選挙運動用ポスターの1 枚当たりの作成単価(当該作成単価 が、525円6銭に当該選挙が行わ れる区域におけるポスター掲示場の 数を乗じて得た金額に310,50 0円を加えた金額を当該選挙が行わ れる区域におけるポスター掲示場の 数で除して得た金額(1円未満の端 数がある場合には、その端数は、1 円とする。以下「単価の限度額」と いう。) を超える場合には、当該単価 の限度額) に当該選挙運動用ポス ターの作成枚数(当該候補者を通じ て当該選挙が行われる区域における ポスター掲示場の数に相当する数の

範囲内のものであることにつき、委 員会が定めるところにより、当該候 補者からの申請に基づき、委員会が 確認したものに限る。)を乗じて得た 金額を、第7条後段において準用す る第2条ただし書に規定する要件に 該当する場合に限り、当該ポスター の作成を業とする者からの請求とす る者に対し支払う。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額 及び支払手続)

第13条 泉大津市は、候補者(前条 の規定による届出をした者に限る。) が同条の契約に基づき当該契約の相 手方であるビラの作成を業とする者 に支払うべき金額のうち、当該契約 に基づき作成された選挙運動用ビラ の1枚当たりの作成単価(当該作成 単価が7円73銭を超える場合は、 7円73銭)に当該選挙運動用ビラ の作成枚数(当該候補者を通じて、 法第142条第1項第6号に定める 枚数の範囲内のものであることにつ き、委員会が定めるところにより、 当該候補者からの申請に基づき、委 員会が確認したものに限る。) を乗じ て得た金額を、第11条後段におい

範囲内のものであることにつき、委 員会が定めるところにより、当該候 補者からの申請に基づき、委員会が 確認したものに限る。)を乗じて得た 金額を、第7条後段において準用す る第2条ただし書に規定する要件に 該当する場合に限り、当該ポスター の作成を業とする者からの請求に基 づき、当該ポスターの作成を業とす る者に対し支払う。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額 及び支払手続)

第13条 泉大津市は、候補者(前条 の規定による届出をした者に限る。) が同条の契約に基づき当該契約の相 手方であるビラの作成を業とする者 に支払うべき金額のうち、当該契約 に基づき作成された選挙運動用ビラ の1枚当たりの作成単価(当該作成 単価が7円51銭を超える場合は、 7円51銭) に当該選挙運動用ビラ の作成枚数(当該候補者を通じて、 法第142条第1項第6号に定める 枚数の範囲内のものであることにつ き、委員会が定めるところにより、 当該候補者からの申請に基づき、委 員会が確認したものに限る。) を乗じ て得た金額を、第11条後段におい

改正案

て準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該 ビラの作成を業とする者からの請求 に基づき、当該ビラの作成を業とす る者に対し支払う。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担の 限度額)

第14条 第11条の規定により選挙 運動用ビラを作成する場合の公費負 担の限度額は、候補者1人につい て、7円73銭に選挙運動用ビラの 作成枚数(当該作成枚数が法第14 2条第1項第6号に定める枚数を超 える場合には、同号に定める枚数) を乗じて得た金額とする。

現 行

て準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担の 限度額)

第14条 第11条の規定により選挙 運動用ビラを作成する場合の公費負 担の限度額は、候補者1人につい て、7円51銭に選挙運動用ビラの 作成枚数(当該作成枚数が法第14 2条第1項第6号に定める枚数を超 える場合には、同号に定める枚数) を乗じて得た金額とする。

議案第48号

泉大津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正 の件

泉大津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年9月7日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理由

国家公務員において、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための措置が講じられること等に伴い、本市職員についても適切な措置を講じるため、所要の改正を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正 する条例(案)

泉大津市職員の育児休業等に関する条例(平成4年泉大津市条例第8号)の一部 を次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

- (ア) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。)において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの
- (4) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウを削る。

第2条の3第3号中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあって

は、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児 休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき」を「養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第6号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合)」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「当該非常勤職員がする」を「当該配偶者が可号に掲げる場合に該当してする」に、「当該配偶者がする」を「当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

- ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合
- 第2条の3第3号に次のように加える。
 - エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日

(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するとき」を「養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第6号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達後の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合第2条の4に次の1号を加える。
- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同条第7号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「当該任期の末日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第6号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

附則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(参 考)

泉大津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改 正する条例(案)要綱

本条例(案)は、国家公務員において、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援の ための措置が講じられること等に伴い、本市職員についても適切な措置を講じるた め、所要の改正を行うものであること。

1 主な改正内容

(1) 非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和

非常勤職員が子の出生の日から57日以内に育児休業を取得しようとする場合、現行では「子の出生の日から57日間の期間の末日から子の1歳6か月到達日までに、任期が満了すること及び引き続いて採用されないことが明らかでないこと」を要件としているところ、「子の出生の日から57日間の期間の末日から6月を経過する日までに、任期が満了すること及び引き続いて採用されないことが明らかでないこと」を要件とすることとし、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和するものであること。(第2条関係)

(2) 非常勤職員の育児休業の取得の柔軟化

非常勤職員の育児休業について、子が1歳以上1歳6か月未満及び1歳6か月以上2歳未満の期間の途中において、夫婦交替で育児休業を取得することができることとし、非常勤職員が育児休業を柔軟に取得することができるようにするものであること。(第2条の3及び第2条の4関係)

(3) 再度の育児休業の取得対象に任期付職員を追加

現行、非常勤職員を対象として適用している、任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている職員が、任期の更新又は引き続いての採用に伴い、更新前の任期の末日の翌日又は引き続いての採用の日を育児休業の期間の初日として再度の育児休業をすることができる旨の規定を、任期付職員にも適用するものであること。(第3条関係)

- 2 その他所要の規定の整備を行うものであること。
- 3 施行期日

この条例(案)は、令和4年10月1日から施行するものであること。

泉大津市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改 正 案

現 行

(育児休業をすることができない職 員)

第2条 育児休業法第2条第1項の条 例で定める職員は、次に掲げる職員 とする。

 $(1)\sim(3)$ (略)

- (4) 非常勤職員であって、次のいず れかに該当するもの以外の非常勤 職員
 - ア 次のいずれにも該当する非常 勤職員

(育児休業をすることができない職 員)

第2条 育児休業法第2条第1項の条 例で定める職員は、次に掲げる職員 とする。

 $(1)\sim(3)$ (略)

- (4) <u>次のいずれかに該当する非常勤</u> 職員以外の非常勤職員
 - ア 次のいずれにも該当する非常 勤職員

改	正	案
LJX,	ᄺ	禾

現 行

及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員

(化) (略)

<u>イ 次のいずれかに該当する非常</u> 勤職員

- (ア) その養育する子が1歳に達 する日(以下「1歳到達日」 という。)(当該子について当 該非常勤職員が第2条の3第 2号に掲げる場合に該当して する育児休業の期間の末日と された日が当該子の1歳到達 日後である場合にあっては、 当該末日とされた日。以下の において同じ。)において育 児休業をしている非常勤職員 であって、同条第3号に掲げ る場合に該当して当該子の1 歳到達日の翌日を育児休業の 期間の初日とする育児休業を しようとするもの
- (4) その任期の末日を育児休業 の期間の末日とする育児休業 をしている場合であって、当 該任期を更新され、又は当該 任期の満了後引き続いて特定

(化) (略)

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に到達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

改 案 TE.

現

行

職に採用されることに伴い、 当該育児休業に係る子につい て、当該更新前の任期の末日 の翌日又は当該採用の日を育 児休業の期間の初日とする育 児休業をしようとするもの

> ウ その任期の末日を育児休業の 期間の末日とする育児休業をし ている非常勤職員であって、当 該育児休業に係る子について、 当該任期が更新され、又は当該 任期の満了後に特定職に引き続 き採用されることに伴い、当該 任期の末日の翌日又は当該引き 続き採用される日を育児休業の 期間の初日とする育児休業をし ようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定 める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項|第2条の3 育児休業法第2条第1項 の条例で定める日は、次の各号に掲 げる場合の区分に応じ、当該各号に 定める日とする。

(1)及び(2) (略)

(3) 1歳から1歳6か月に達するま での子を養育する非常勤職員が、 次に掲げる場合のいずれにも該当 する場合(当該子についてこの号)

(育児休業法第2条第1項の条例で定 める日)

の条例で定める日は、次の各号に掲 げる場合の区分に応じ、当該各号に 定める日とする。

(1)及び(2) (略)

(3) 1歳から1歳6か月に達するま での子を養育するため、非常勤職 員が当該子の1歳到達日(当該子 を養育する非常勤職員が前号に掲 改 正 案

現 行

に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第6号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合)当該子の1歳6か月到達日

げる場合に該当してする育児休業 又は当該非常勤職員の配偶者が同 号に掲げる場合若しくはこれに相 当する場合に該当してする地方等 育児休業の期間の末日とされた日 が当該子の1歳到達日後である場 合にあっては、当該末日とされた 日(当該育児休業の期間の末日と された日と当該地方等育児休業の 期間の末日とされた日が異なると きは、そのいずれかの日))の翌日 (当該子の1歳到達日後の期間に おいてこの号に掲げる場合に該当 してその任期の末日を育児休業の 期間の末日とする育児休業をして いる非常勤職員であって、当該任 期が更新され、又は当該任期の満 了後に特定職に引き続き採用され るものにあっては、当該任期の末 日の翌日又は当該引き続き採用さ れる日)を育児休業の期間の初日 とする育児休業をしようとする場 合であって、次に掲げる場合のい ずれにも該当するとき 当該子の 1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1 歳到達日(当該非常勤職員が前 号に掲げる場合に該当してする

育児休業又は当該非常勤職員の 配偶者が同号に掲げる場合若し くはこれに相当する場合に該当 してする地方等育児休業の期間 の末日とされた日が当該子の1 歳到達日後である場合にあって は、当該末日とされた日(当該 育児休業の期間の末日とされた 日と当該地方等育児休業の期間 の末日とされた日が異なるとき は、そのいずれかの日))の翌日 (当該配偶者がこの号に掲げる 場合又はこれに相当する場合に 該当して地方等育児休業をする 場合にあっては、当該地方等育 児休業の期間の末日とされた日 の翌日以前の日)を育児休業の 期間の初日とする育児休業をし ようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当

当該子の1歳到達日(当該配偶 者が同号に掲げる場合又はこれ に相当する場合に該当してする 地方等育児休業の期間の末日と された日が当該子の1歳到達日 後である場合にあっては、当該 末日とされた日)において地方 等育児休業をしている場合

<u>ウ</u> (略)

エ 当該子について、当該非常勤 職員が当該子の1歳到達日(当 該非常勤職員が前号に掲げる場 合に該当してする育児休業の期 間の末日とされた日が当該子の 1歳到達日後である場合にあっ ては、当該末日とされた日)後 の期間においてこの号に掲げる 場合に該当して育児休業をした ことがない場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定 める場合)

の条例で定める場合は、1歳6か月 から2歳に達するまでの子を養育す る非常勤職員が、次の各号に掲げる 場合のいずれにも該当する場合(当 該子についてこの条の規定に該当し て育児休業をしている場合であって

該配偶者がする地方等育児休業 の期間の末日とされた日が当該 子の1歳到達日後である場合に あっては、当該末日とされた 日) において地方等育児休業を している場合

(略) イ

(育児休業法第2条第1項の条例で定 める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項|第2条の4 育児休業法第2条第1項 の条例で定める場合は、1歳6か月 から2歳に達するまでの子を養育す るため、非常勤職員が当該子の1歳 6か月到達日の翌日(当該子の1歳 6か月到達日後の期間においてこの 条の規定に該当してその任期の末日

改 正 案

現 行

次条第6号に掲げる事情に該当する ときは第2号及び第3号に掲げる場 合に該当する場合、市長が定める特 別の事情がある場合にあっては同号 に掲げる場合に該当する場合)とす る。 を育児休業の期間の末日とする育児 休業をしている非常勤職員であっ て、当該任期が更新され、又は当該 任期の満了後に特定職に引き続き採 用されるものにあっては、当該任期 の末日の翌日又は当該引き続き採用 される日)を育児休業の期間の初日 とする育児休業をしようとする場合 であって、次の各号のいずれにも該 当するときとする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳 6か月到達後の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2)及び(3) (略)

(4) 当該子について、当該非常勤職 員が当該子の1歳6か月到達日後 の期間においてこの条の規定に該 当して育児休業をしたことがない 場合 (1)及び(2) (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の 人事院規則で定める期間を基準として 改 TE. 案

行 現

(育児休業法第2条第1項ただし書の

第3条 育児休業法第2条第1項の条 第3条 育児休業法第2条第1項の条 例で定める特別の事情は、次に掲げ る事情とする。

 $(1)\sim(3)$ (略)

条例で定める特別の事情)

(4)及び(5) (略)

(6) 任期を定めて採用された職員で あって、当該任期の末日を育児休 業の期間の末日とする育児休業を しているものが、当該任期を更新 され、又は当該任期の満了後引き 続いて特定職に採用されることに

条例で定める期間)

第2条の5 育児休業法第2条第1項 ただし書の人事院規則で定める期間 を基準として条例で定める期間は、 57日間とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の 条例で定める特別の事情)

例で定める特別の事情は、次に掲げ る事情とする。

 $(1)\sim(3)$ (略)

(4) 育児休業 (この号の規定に該当 したことにより当該育児休業に係 る子について既にしたものを除 く。)の終了後、3月以上の期間を 経過したこと(当該育児休業をし た職員が、当該育児休業の承認の 請求の際育児休業により当該子を 養育するための計画について育児 休業等計画書により任命権者に申 し出た場合に限る。)。

(5)及び(6) (略)

(7) その任期の末日を育児休業の期 間の末日とする育児休業をしてい る非常勤職員が、当該育児休業に 係る子について、当該任期が更新 され、又は当該任期の満了後に特 定職に引き続き採用されることに

改 正 案

現行

伴い、<u>当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の</u>翌日又は<u>当該採用の</u>日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

伴い、<u>当該任期の末日</u>の翌日又は <u>当該引き続き採用される</u>日を育児 休業の期間の初日とする育児休業 をしようとすること。

議案第49号

泉大津市役所庁舎空調設備更新工事請負契約締結の件

泉大津市役所庁舎空調設備更新工事請負契約を次のとおり締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年泉大津市条例第6号)第2条の規定により、市議会の議決を求める。

令和4年9月7日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

- 1 契約金額 357,564,900円
- 2 契約の相手方 所 在 大阪市淀川区宮原四丁目1番14号

名 称 川崎設備工業株式会社西部支社

上席執行役員支社長 田中 正義

(参 考)

工事概要 庁舎空調設備更新工事一式

(熱源機器更新、個別空調機器更新(室内機174台新設)、関連電気設備改修)

工事請負仮契約書 (概要)

1 工 事 名 泉大津市役所庁舎空調設備更新工事

2 工事場所 泉大津市東雲町9番12号

3 工 期 市議会で議決された日から令和6年9月30日まで

4 請負代金額 ¥357,564,900-

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

¥32, 505, 900-

5 契約保証金 泉大津市財務規則(昭和44年泉大津市規則第7号)第1

14条(請負代金の100分の10に相当する額以上)又

は第116条の規定による。

上記の工事について、発注者泉大津市と請負者川崎設備工業株式会社西部支社 は、工事請負仮契約を締結するものとする。

なお、この契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年泉大津市条例第6号)第2条の規定により市議会の議決を得たときは、これを本契約とみなし、各々対等な立場における合意に基づいて、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

令和4年7月11日

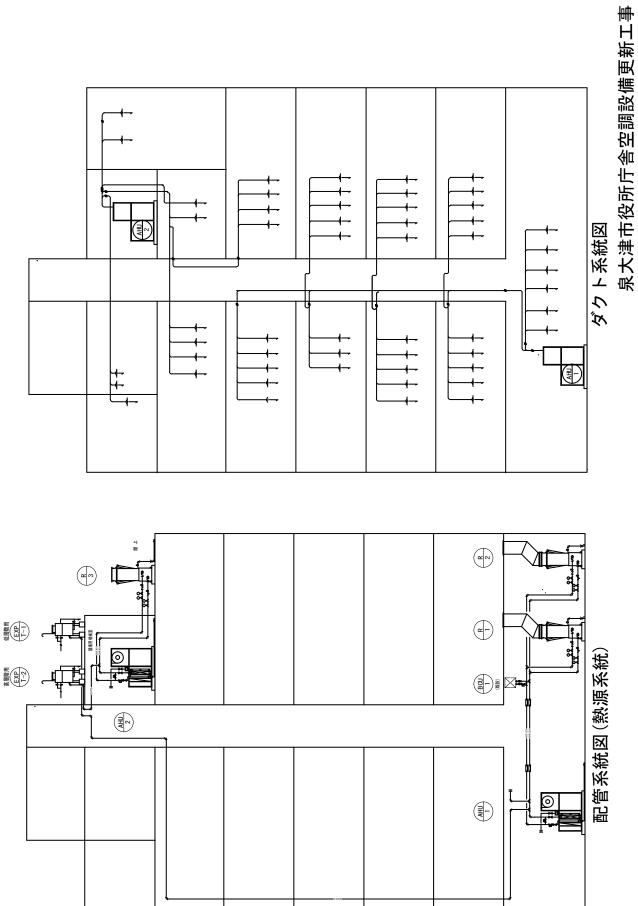
発注者 泉大津市

代表者 泉大津市長 南 出 賢 一 印

請負者 大阪市淀川区宮原四丁目1番14号

川崎設備工業株式会社西部支社

上席執行役員支社長 田中 正義 ⑩



4 F

3 F

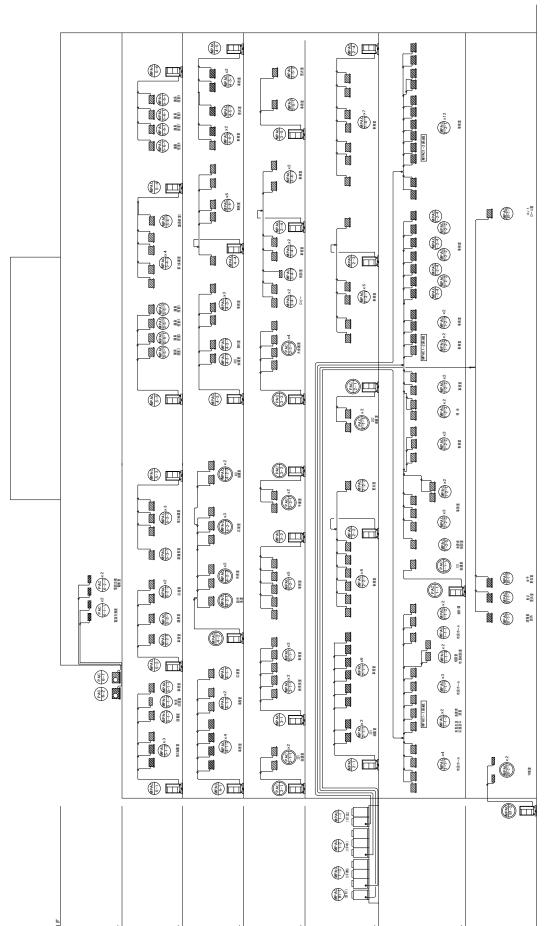
1

B 1 F

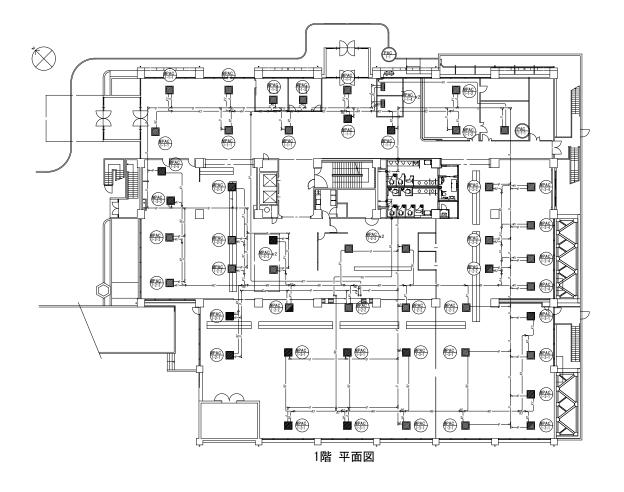
PHF

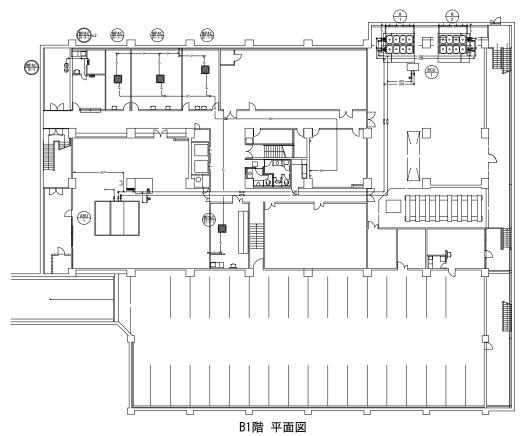
9 E

5 F

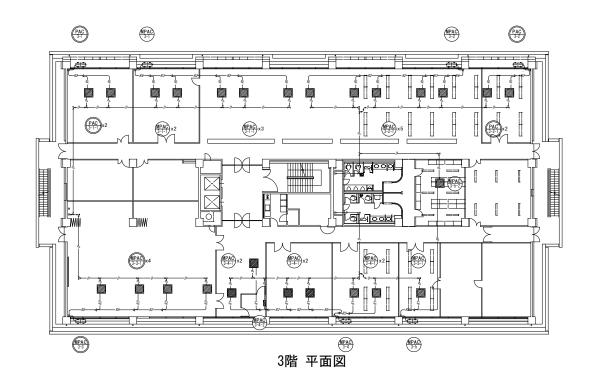


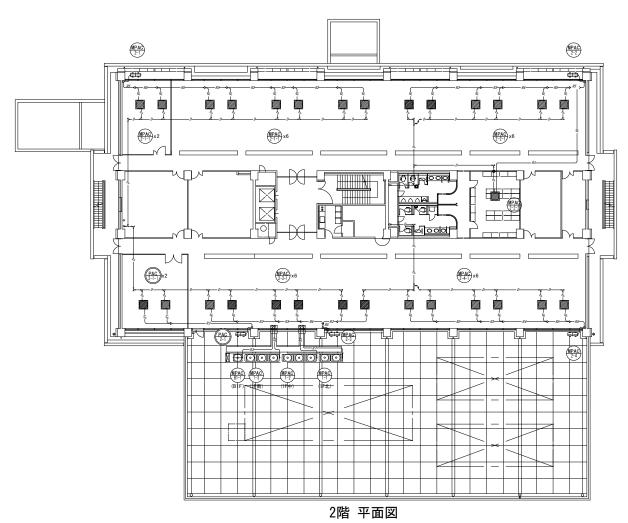
空調系統図(新設パッケ-ジエアコン)



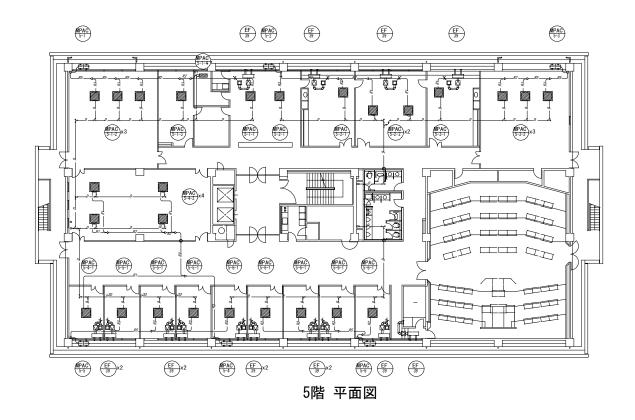


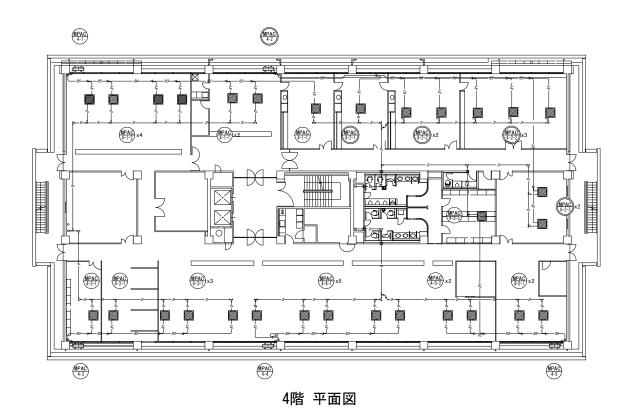
泉大津市役所庁舎空調設備更新工事



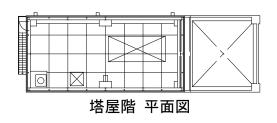


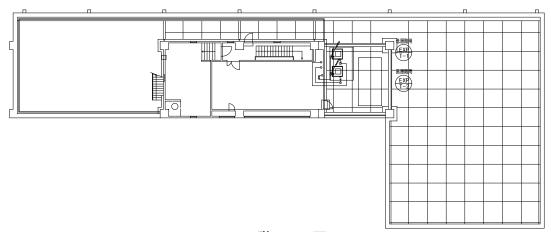
泉大津市役所庁舎空調設備更新工事



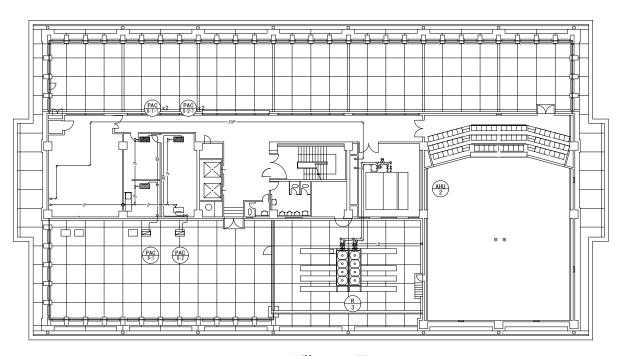


泉大津市役所庁舎空調設備更新工事





PH階 平面図



6階 平面図

泉大津市役所庁舎空調設備更新工事

議案第50号

泉大津市立小津中学校校舎棟長寿命化改良工事請負契約の一部変更の件

令和4年6月16日議決に係る泉大津市立小津中学校校舎棟長寿命化改良工事請 負契約の一部を変更する契約を次のとおり締結したいので、議会の議決に付すべき 契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年泉大津市条例第6号)第2 条の規定により、市議会の議決を求める。

令和4年9月7日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

1 契約金額 変更前 1,510,625,600円

変更後 1,519,287,000円

2 契約の相手方 所 在 大阪市中央区瓦町二丁目4番7号

名 称 栗本建設工業株式会社

代表取締役 岩崎 光延

(参 考)

変 更 理 由

泉大津市立小津中学校校舎棟長寿命化改良工事については、当該工事費の設計において、令和3年度公共工事設計労務単価を適用して積算したものであるが、「令和4年度公共工事設計労務単価」の運用に係る特例措置として、受注者は令和4年度公共工事設計労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更協議を請求することができるとしていることから、受注者から公共工事設計労務単価の増額に伴う請負代金額の変更協議の請求があったため、当該請負契約の一部変更を行い、契約金額を増額するものである。

(補正第5号)

議案第51号

令和4年度泉大津市一般会計補正予算

令和4年度泉大津市一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ318,640千円を追加し、歳 入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,365,657千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。 (地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年9月7日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入 (単位: 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		7, 785, 559	46, 295	7, 831, 854
	2 国庫補助金	2, 292, 456	46, 295	2, 338, 751
15 府支出金		2, 342, 174	14, 454	2, 356, 628
	2 府補助金	561, 767	14, 454	576, 221
18 繰入金		1, 754, 826	271, 523	2, 026, 349
	2 基金繰入金	1, 718, 192	271, 523	1, 989, 715
20 諸収入		792, 192	12, 768	804, 960
	5 雑入	630, 911	12, 768	643, 679
21 市債		3, 335, 600	△26, 400	3, 309, 200
	1 市債	3, 335, 600	△26, 400	3, 309, 200
歳入	合 計	35, 047, 017	318, 640	35, 365, 657

歳 出 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		3, 711, 655	203, 681	3, 915, 336
	1 総務管理費	3, 067, 897	189, 292	3, 257, 189
	4 戸籍住民登録費	197, 914	14, 389	212, 303
3 民生費		14, 846, 710	43, 790	14, 890, 500
	1 社会福祉費	5, 838, 739	5, 507	5, 844, 246
	2 児童福祉費	5, 043, 240	38, 283	5, 081, 523
4 衛生費		4, 048, 520	3, 368	4, 051, 888
	1 保健衛生費	897, 568	3, 368	900, 936
6 商工費		386, 034	24, 457	410, 491
	1 商工費	386, 034	24, 457	410, 491
9 教育費		4, 102, 550	43, 344	4, 145, 894
	1 教育総務費	748, 371	1, 864	750, 235
	2 小学校費	1, 365, 414	2, 439	1, 367, 853
	3 中学校費	1, 069, 142	2, 012	1, 071, 154
	4 幼稚園費	281, 087	32, 190	313, 277
	5 社会教育費	503, 494	3, 834	507, 328

款	項	補正前の額	補 正 額]
	6 保健体育費	132, 244	1, 005	133, 249
歳出	合 計	35, 047, 017	318, 640	35, 365, 657

第2表債務負担行為補正

追加

事項	期間	限度額
地 域 福 祉 計 画 策 定 業 務 委 託 料	令和5年度	2,475 千円
社会福祉協議会補助金	令和5年度	1,375 千円
(仮称)泉大津市産業振興新ビジョン策定事業費	令和5年度	5,150 千円
条東小学校校舎棟長寿命化改良事業費	令和5年度~令和6年度	1,409,688 千円
条東小学校校舎棟長寿命化 改良工事監理業務委託料	令和5年度~令和6年度	28,553 千円

変更

市 巧	変	更 前	変 更 後		
事項	期間	限度額	期間	限度額	
上條小学校增改築事業費	令和5年度 ~ 令和8年度	2,715,810 千円	令和5年度	142,774 千円	

第3表 地方債補正

起債の目	6/1	限度額	起債	利率		償	還 の	方 法	
起頂の日	нЭ		の方法	不り 羊	資金区分	償還期限	据置期間	償還方法	その他
学校教育施設整備事業費	補正前	千円 1,119,600	普通貸借 又は 証券発行	8.0%以内 、しり府地体資で見つい該のだ見でる及共機つ率をに、しり府地体資で見つい該の利方入資方金金、直たで見利	政府資金 又は銀行 その他資金	25年以内	3年以内	半年賦 半年賦 光 年 報 元 年 年 版 利 記 年 第 、 均 は 償 還 の ば り 元 還 の で り 元 で り 元 で り 元 で り 元 で り 元 で り 元 で り 元 で り 元 で り 元 で り 元 で り 元 で り 元 で り 元 で り 元 で り 元 で り 元 で り で り	市合期し繰は換がの償短く還にこのの償短をしています。
	補正後	1,093,200	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
(補正額)		△ 26,400							
補正前の智	頂	3,335,600							
合 計		3,309,200							

(補正第5号)

歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括

歳 入

款	補 正 前 の 額
14 国庫支出金	7, 785, 559
15 府支出金	2, 342, 174
18 繰入金	1, 754, 826
20 諸収入	792, 192
21 市債	3, 335, 600
歳 入 合 計	35, 047, 017

事 項 別 明 細 書

補 正	額	計
	46, 295	7, 831, 854
	14, 454	2, 356, 628
	271, 523	2, 026, 349
	12,768	804, 960
	△26, 400	3, 309, 200
	318, 640	35, 365, 657

歳 出

款	補正前の額	補 正 額
2 総務費	3, 711, 655	203, 681
3 民生費	14, 846, 710	43, 790
4 衛生費	4, 048, 520	3, 368
6 商工費	386, 034	24, 457
9 教育費	4, 102, 550	43, 344
歳 出 合 計	35, 047, 017	318, 640

(単位:千円)

	補	正 額	の	財	源	内	訳	
計	特	定	財	源			般財	源
	国府支出金	地方	債	その	他		般 財	<i>(</i>)尔
3, 915, 336	13, 993				12, 018		1	177, 670
14, 890, 500	18, 335							25, 455
4, 051, 888	605				605			2, 158
410, 491	14, 454				5, 110			4, 893
4, 145, 894	13, 362	Δ2	26, 400		1, 000			55, 382
35, 365, 657	60, 749	Δ2	26, 400		18, 733		2	265, 558

2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 7, 785, 559	千円 46, 295	千円 7, 831, 854
1,100,000	10, 230	1,001,004

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費国庫補助金	545, 567	13, 993	559, 560
2 民生費国庫補助金	489, 383	18, 335	507, 718
3 衛生費国庫補助金	135, 248	605	135, 853
5 教育費国庫補助金	234, 396	13, 362	247, 758
۵۱	0.000.450	40.005	0.000 554
計	2, 292, 456	46, 295	2, 338, 751

補正前	補 正 額	計
千円	千円	千円
2, 342, 174	14, 454	2, 356, 628

(款) 15 府支出金

(項) 2 府補助金

目	補正前の額	補正額]
5 商工費府補助金	13, 535	14, 454	27, 989
計	561, 767	14, 454	576, 221

節		- ME
区 分	金 額	説明
1 総務管理費補助金	13, 993	社会保障・税番号制度システム整備費補助金
2 児童福祉費補助金	18, 335	保育士等処遇改善臨時特例交付金
1 保健衛生費補助金	605	母子保健衛生費補助金
1 小学校費補助金	10, 887	学校施設環境改善交付金 5, 262 学校保健特別対策事業費補助金 5, 625
2 中学校費補助金	2, 475	学校保健特別対策事業費補助金

節		= \ □H
区 分	金 額	説明
1 商工費補助金	14, 454	大阪府新型コロナウイルス感染症無料検査実施事業費補助金

補正前	補 正 額	計
千円	千円	千円
1,754,826	271, 523	2, 026, 349

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 財政調整基金繰入金	1, 050, 801	265, 558	1, 316, 359
6 ふるさと応援基金繰入金	490, 888	5, 965	496, 853
計	1, 718, 192	271, 523	1, 989, 715

補正前	補 正 額	計
千円	千 円	千円
792, 192	12, 768	80 4, 960

(款) 20 諸収入

(項) 5 雑入

目	補正前の額	補正額	計
1 雑入	630, 911	12, 768	643, 679
計	630, 911	12, 768	643, 679

節		3Y □FI
区 分	金 額	· 説 明
1 財政調整基金繰入 金	265, 558	財政調整基金繰入金
1 ふるさと応援基金 繰入金	5, 965	ふるさと応援基金繰入金

	節			⇒ Y	ВH	
区	分	金	額	説	明	
1 雑入			12, 768	デジタル基盤改革支援補助金 子ども活動支援補助金		11, 768 1, 000

補 正 前	補 正 額	計
千円	千円	千円
3,335,600	△26, 400	3, 309, 200

(款) 21 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計
5 教育債	1, 149, 900	△26, 400	1, 123, 500
計	3, 335, 600	△26, 400	3, 309, 200

節		3X DH
区分	金 額	説明
1 小学校債	△20, 600	小学校整備事業債
3 中学校債	△5, 800	中学校整備事業債

3 歳 出

補 正 前	補 正 額	計
千円	千円	千円
3, 711, 655	203, 681	3, 915, 336

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

1 一般管理費	補正前の額 1,600,032	相 正 額	計 1,617,760	本 特 国府支出金	年 度 の 定 財 地 方 債	財源内 源 その他 11,768	訳 一般財源 5,960
8 財産管理費	122, 268 50, 170	2, 300 3, 308	124, 568 53, 478			250	2, 300 3, 058
17 諸費	242, 430	165, 956	408, 386				165, 956
計	3, 067, 897	189, 292	3, 257, 189			12, 018	177, 274

(項) 4 戸籍住民登録費

				本			訳
目	補正前の額	補正額	計	特	定 財	源	一般財源
				国府支出金	地方債	その他	/42.27.77
1 戸籍住民登 録費	197, 914	14, 389	212, 303	13, 993			396
計	197, 914	14, 389	212, 303	13, 993			396

			<u> </u>
		Ī	
区分	金 額 ————	事業別区分 内 訳	
12 委託料	17, 237	6 電算処理事業 16,192 12 委託料	16, 192
17 備品購入費	491	住民情報システム標準化対応業務委託料	8, 580
		オンライン申請管理システム導入委託料	7, 612
		9 庁内ラン整備事業 1,045 12 委託料	1, 045
		システム保守委託料	
		26 市民活動支援センタ 17 備品購入費	491
		一運営事業 491 機械器具費	
12 委託料	2, 300	1 市有財産等管理事業 2,300 12 委託料	2, 300
	·	用地測量委託料	ŕ
10 需用費	1, 162	1 災害対策事業 2,748 10 需用費	602
17 備品購入費	2, 146	消耗品費	
		17 備品購入費	2, 146
		庁用器具費	_,
		5 災害対策用備蓄物資 10 需用費	560
		整備事業 560 消耗品費	
22 償還金、利	165, 956	1 国・府支出金返還 22 償還金、利子及び割引料	165, 956
子及び割引 料		事業 165,956 国府補助金等返還金	·

節	j	説明	
区分	金 額	事業別区分別	
12 委託料	14, 389	2 戸籍事務事業 14,389 12 委託料 戸籍事務內連携機能整備関係業務委託料	14, 389

補 正 前	補 正 額	計
千円	千円	千円
14, 846, 710	43, 790	14, 890, 500

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

				本	年度の		訳
目	補正前の額	補正額	計	特	定財	源	一般財源
				国府支出金	地方債	その他	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
1 社会福祉総 務費	563, 072	5, 252	568, 324				5, 252
8 障がい者福	286, 867	255	287, 122				255
○ 障がくも畑	200, 007	200	201, 122				255
 	5, 838, 739	5, 507	5, 844, 246				5, 507

(項) 2 児童福祉費

	<i>,</i> – , , , , , , , , , , , , , , , , , ,						
				本	年度の		訳
目	補正前の額	補正額	計	特	定財	源	一般財源
				国府支出金	地方債	その他	/44/14 1/31
1 児童福祉総	2, 029, 756	26, 903	2, 056, 659	18, 335			8, 568
務費							
4 保育所費	672, 150	2, 120	674, 270				2, 120
- 77.17.2	,	_,					
8 認定こども	413, 296	9, 260	422, 556				9, 260
園費							
計	5, 043, 240	38, 283	5, 081, 523	18, 335			19, 948

					<u>(単位:十円)</u>
質	5			说 明	
区分	金 額	事業別区	3 分	内歌	
10 需用費 12 委託料 18 負担金、補	2, 172 2, 552 528	10 社会福祉協議会支援事業	528	18 負担金、補助及び交付金 社会福祉協議会補助金	528
10 負担並、補 助及び交付 金	326	12 独居高齢者等見守り 事業	2, 172	10 無用費 消耗品費	2, 172
		14 地域福祉計画推進事業	2, 552	12 委託料 地域福祉計画策定業務委託料	2, 552
7 報償費 11 役務費	50 5 200	15 障がい者就労促進事 業	255	7 報償費 支援機関謝礼	50
12 委託料	200			11 役務費 実習生保険料	5
				12 委託料 就労実習受入業務委託料	200

質	j		説明	
区分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳	
18 負担金、補 助及び交付 金	26, 903	10 民間認定こども園等運営補助事業8,568	18 負担金、補助及び交付金 民間認定こども園等運営費補助金	8, 568
332.		27 保育士・幼稚園教諭 等処遇改善臨時特例 事業 18,335	18 負担金、補助及び交付金 保育士等処遇改善臨時特例交付金	18, 335
10 需用費	2, 120	2 保育所運営事業 2,120	10 需用費 賄材料費	2, 120
10 需用費	9, 260	1 認定こども園運営事 業 9,260	10 需用費 賄材料費	9, 260

補 正 前	補 正 額	計
千円	千円	千円
4, 048, 520	3, 368	4, 051, 888

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

				本			訳
目	補正前の額	補正額	計	特	定 財	源	一般財源
				国府支出金	地方債	その他	/12/21/2/
3 母子保健事 業費	112, 973	1, 210	114, 183	605		605	
6 保健センタ 一 費	22, 320	2, 158	24, 478				2, 158
}	897, 568	3, 368	900, 936	605		605	2, 158

補 正 前	補 正 額	計
千円	千円	千円
386, 034	24, 457	410, 491

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

	/ - INI—X						
				本	年 度 の 定 財	財源内源	訳
目	補正前の額	補正額	計	特	定財	源	一般財源
				国府支出金	地方債	その他	/1/1/2/17/7
2 商工業振興	335, 444	24, 457	359, 901	14, 454		5, 110	4, 893
費	ŕ	,	•	•		,	ŕ
計	386, 034	24, 457	410, 491	14, 454		5, 110	4, 893
"'	300,001	21, 101	110, 101	11, 101		, 110	1, 300
	l						

			<u> </u>
節		説	明
区分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
17 備品購入費	1, 210	2 母子健康診査事業 1,210 17	備品購入費 1,210 機械器具費
18 負担金、補 助及び交付 金	2, 158	1 一般事務事業(健康	負担金、補助及び交付金 2,158 新型コロナワクチン健康被害支援金

質	Ť	説明	
区分	金 額	事業別区分内	沢
7 報償費 8 旅費 12 委託料 18 負担金、補	270 90 19, 204 4, 893	1 産業振興対策事業 24,457 7 報償費 (仮称)泉大津市産業振興新ビジ 定委員謝礼	270 ョン策
助及び交付金	4,000	8 旅費 費用弁償	90
		12 委託料 新型コロナウイルス感染症無料検	19,204
		委託料 (仮称) 泉大津市産業振興新ビジ	14, 454
		定支援業務委託料	4, 750
		18 負担金、補助及び交付金 PCR検査場運営負担金	4, 893

補 正 前	補 正 額	計
千円	千円	千円
4, 102, 550	43, 344	4, 145, 894

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 特 国府支出金	年 度 の 定 財 地 方 債	財 源 内 源 その他	訳 一般財源
4 教育指導費	114, 569	1, 864	116, 433				1, 864
計	748, 371	1, 864	750, 235				1, 864

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	本 特 国府支出金	年 度 の 定 財 地 方 債	財 源 内 源 その他	訳 一般財源
1 学校管理費	1, 270, 620	28, 419	1, 299, 039	10, 887	4, 000		13, 532
3 小学校プー ル 費	42, 512	△25, 980	16, 532		△24, 600		△1, 380
a	1, 365, 414	2, 439	1, 367, 853	10, 887	△20, 600		12, 152

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	本 特 国府支出金	年 度 の 定 財 地 方 債	財 源 内 源 その他	訳 一般財源
1 学校管理費	1, 028, 071	2, 012	1, 030, 083	2, 475	△5, 800		5, 337

						<u> </u>
賃	์ที่		į	説明		
区分	金 額	事業別	リ 区 分	内	訳	
13 使用料及び 賃借料	1, 864	5 図書館司書配置	1,864	13 使用料及び賃借料 電子書籍サービス使用料		1, 864

質	5	説	明
区 分	金 額	事業別区分	内 訳
10 需用費 12 委託料 14 工事請負費	3, 527 △554	2 小学校運営事業 7,925 10 無用費 消耗品費	3, 527
17 備品購入費	17, 723 7, 723	17 備品購入費 校用器具費	4 , 398
		6 小学校教材整備事業 3,325 17 備品購入費 校用器具費	3, 325
		8 小学校施設整備事業 (資産活用課) 12 委託料 工事監理委 環境測定・	△554 €託料 5,034 分析業務委託料 △5,588
		14 工事請負費 補修工事費	17, 723
12 委託料 14 工事請負費	△1, 980 △24, 000	2 小学校プール施設 整備事業 △25,980 環境測定・	△1,980 · 分析業務委託料
		14 工事請負費 補修工事費	△24,000

節				説り	月	
区分	金 額	事業	川 区 分	1	内訳	
10 需用費 12 委託料	530 11, 912	1 中学校運営事業	4, 200	10 需用費 消耗品費		530

				本		財 源 内	訳
目	補正前の額	補正額	計	特	定財	源	一般財源
				国府支出金	地方債	その他	加又於北京
計	1, 069, 142	2, 012	1, 071, 154	2, 475	△5, 800		5, 337

(項) 4 幼稚園費

					本		財 源 内	訳
	1	補正前の額	補正額	計	特		源	一般財源
					国府支出金	地方債	その他	71X FY 1 1/JF
1 幼稚	園費	281, 087	32, 190	313, 277				32, 190
= = = =	+	281, 087	32, 190	313, 277				32, 190

(項) 5 社会教育費

				本			訳
目	補正前の額	補正額	計	特	定 財	源	一般財源
				国府支出金	地方債	その他	/IXXII/
8 留守家庭児 童会費	132, 375	3, 245	135, 620				3, 245
11 学習館費	23, 750	589	24, 339				589
}	503, 494	3, 834	507, 328				3, 834

節					Ĭ	兑	明		(
区 分 :	金 額	事	業別	区	分		内	訳	
14 工事請負費 17 備品購入費	△14, 850 4, 420					17	備品購入費 校用器具費		3, 670
		3 中学校	教材整備事	業	750	17	備品購入費 校用器具費		750
			施設整備事	業	15, 080	12	委託料 工事設計委託料		15, 080
			施設整備事		△18, 018	12	委託料 環境測定・分析業務委託料		△3, 168
						14	工事請負費 補修工事費		△14, 850

	節	j						Ī	锐		明		
区	分	金	額	事	業	別	区	分			内	訳	
14 工事	菲負費		32, 190	9 幼稚園	園施設! 全活用:		業	32, 190	14	工事請負費 補修工事費			32, 190

質	ī	説明	
区分	金額	事業別区分 内 訳	
14 工事請負費	3, 245	3 留守家庭児童会維持 管理事業 3,245 14 工事請負費 設置工事費	3, 245
17 備品購入費	589	1 学習館運営事業 589 17 備品購入費 庁用器具費	589

(項) 6 保健体育費

ь	格工芸の梅	坛	∌I.	本			訳
目	補正前の額	補正額	計	特_ 国府支出金	<u>定 財</u> 地 方 債	<u>源</u> その他	一般財源
2 スポーツ振 興 費	14, 815	1, 005	15, 820			1,000	5
計	132, 244	1, 005	133, 249			1,000	5

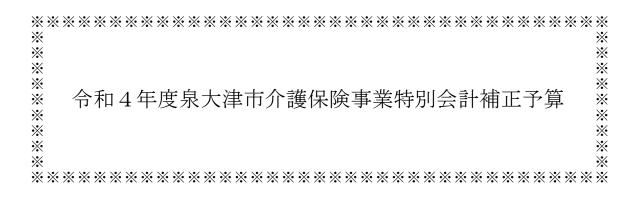
質	j		Ī	说 明		
区分	金 額	事業別	区 分	 	訳	
17 備品購入費	1, 005	1 スポーツ 振興事業	1,005	17 備品購入費 庁用器具費		1,005

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末 までの支出額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

												(単位:千円)
			前年	度末ま	での支	出額	当該年度以降	の支出予定額	左	の財	源内	訳
事項		限度額							特	定財	源	6八日十八百
			期	間	金	額	期間	金額	国 府 支出金	地方債	その他	一般財源
地域福祉計画	補正前											
策定業務委託料	補正後	2,475					令和5年度	2,475				2,475
社会福祉協議会補助金	補正前											
	補正後	1,375					令和5年度	1,375				1,375
(仮称)泉大津市産業振興新ビジョン	補正前											
策定事業費	補正後	5,150					令和5年度	5,150			5,150	
上條一小学校	補正前	2,715,810					令和5年度 ~令和8年度	2,715,810	634,105	1,561,000		520,705
増 改 築 事 業 費	補正後	142,774					令和5年度	142,774		107,000		35,774
条東小学校校舎棟	補正前											
長寿命化改良事業費	補正後	1,409,688					令和5年度 ~令和6年度	1,409,688	323,151	814,800		271,737
条 東 小 学 校 校 舎 棟 長 寿 命 化 改 良 工 事	補正前											
監理業務委託料	補正後	28,553					令和5年度 ~令和6年度	28,553	6,947	16,000		5,606
	補正額	△ 1,125,795						△ 1,125,795	△ 304,007	△ 623,200	5,150	△ 203,738
合 計	補正前の額	15,958,963			4,081	,873		9,839,749	1,508,948	3,769,400	6,000	4,555,401
	計	14,833,168			4,081	,873		8,713,954	1,204,941	3,146,200	11,150	4,351,663

地方債の当該年度中における増減見込額及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

				当該年度中の増減見込額 (単位:-						
X	分	前年度末 現在高	当該年月	度 中 起 債	見込額	当該年度	中元金償	還見込額	当該年度末期	見在高見込額
		が正向	補正前の額	補 正 額	補正後の額	補正前の額	補 正 額	補正後の額	補正前の額	補正後の額
1. 普	通債	11,813,267	2,650,800	△ 26,400	2,624,400	1,090,018		1,090,018	13,374,049	13,347,649
(1)	総務債	389,519	164,600		164,600	75,877		75,877	478,242	478,242
(2)	民生債	537,659	124,200		124,200	35,497		35,497	626,362	626,362
(3)	衛生債	357,840	22,000		22,000	30,906		30,906	348,934	348,934
(4)	農林水産業債	3,836				365		365	3,471	3,471
(5)	土木債	4,602,226	1,190,100		1,190,100	503,325		503,325	5,289,001	5,289,001
(6)	公営住宅債	634,493				35,099		35,099	599,394	599,394
(7)	消防債	961,298				95,910		95,910	865,388	865,388
(8)	教育債	4,326,396	1,149,900	△ 26,400	1,123,500	313,039		313,039	5,163,257	5,136,857
2. 災	害復旧債	161,000				20,123		20,123	140,877	140,877
(1)	民生債	9,800				1,225		1,225	8,575	8,575
(2)	衛生債	5,900				737		737	5,163	5,163
(3)	土木債	113,700				14,211		14,211	99,489	99,489
(4)	公営住宅債	1,400				175		175	1,225	1,225
(5)	消防債	1,800				225		225	1,575	1,575
(6)	教育債	28,400				3,550		3,550	24,850	24,850
3. そ	の他債	14,563,196	684,800		684,800	1,288,334		1,288,334	13,959,662	13,959,662
(1)	減税補てん債	99,234				31,630		31,630	67,604	67,604
(2)	臨 時 財 政 対 策 債	14,295,179	600,000		600,000	1,161,848		1,161,848	13,733,331	13,733,331
(3)	減収補てん債	168,783	84,800		84,800	94,856		94,856	158,727	158,727
合	計	26,537,463	3,335,600	△ 26,400	3,309,200	2,398,475		2,398,475	27,474,588	27,448,188



(補正第2号)

議案第52号

令和4年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算

令和4年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めると ころによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ83,409千円を追加し、歳入 歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,270,859千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月7日提出

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入 (単位: 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		1, 154, 933	83, 409	1, 238, 342
	2 基金繰入金	120, 000	83, 409	203, 409
歳入	合 計	6, 187, 450	83, 409	6, 270, 859

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額]
6 諸支出金		5, 071	83, 409	88, 480
	1 償還金及び還付加算金	2, 246	83, 409	85, 655
歳出	合 計	6, 187, 450	83, 409	6, 270, 859

(補正第2号)

歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括

歳 入

		吉				補	正	前	の	額	
6 繰入金									1, 1	54,	933
	歳	入	合	計					6, 18	87,	4 5 0

事 項 別 明 細 書

補	正	額	計·
		83, 409	1, 238, 342
		83, 409	6, 270, 859

歳 出

		款		補正前の額	補 正 額
6 諸支出金				5, 071	83, 409
歳	出	合	計	6, 187, 450	83, 409

	補	正	質 の	財	源	内	訳	
計	特	定	財	源			柳兀 田士	 源
	国府支出金	地フ	ち 債	その化	<u>t</u> .		般 財	<i>(</i>)尔
88, 480								83, 409
6, 270, 859								83, 409

2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円	千円	千円
1, 154, 933	83, 409	1, 238, 342

(款) 6 繰入金

(項) 2 基金繰入金

目	 補正前の額	補 正 額	計
1 介護給付費準備基金繰入金	120, 000	83, 409	203, 409
計	120, 000	83, 409	203, 409

節			
区 分	金 額	- 就	
1 介護給付費準備基 金繰入金	83, 409	介護給付費準備基金繰入金	

3 歳 出

補 正 前	補 正 額	計
千円	千円	千円
5, 071	83, 409	88, 480

(款) 6 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	本 特 国府支出金	年度の定財地方債	財源内源	訳 一般財源
3 償還金	1	83, 409	83, 410				83, 409
∄ †	2, 246	83, 409	85, 655				83, 409

節	i		Ī	説明	(井匹・111)
区分	金額	事 業 別 区	分	内	訳
22 償還金、利 子及び割引 料	83, 409	1 国庫支出金等返還金 事業	83, 409	22 償還金、利子及び割引料 返還金	83, 409

(補正第1号)

議案第53号

令和 4 年度泉大津市病院事業会計補正予算

第1条 令和4年度泉大津市病院事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度泉大津市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第12条 中「(1) 取得する資産」に次の資産を加える。

種 類

名 称

数 量

医療用器械備品

電子カルテシステム

一式

第3条 予算第12条の次に、次の1条を加える。

(債務負担行為)

第13条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期間	限度額(千円)
電子カルテシステム導入事業	令和4年度~令和5年度	330,000

令和4年9月7日提出

債務負担行為に関する調書

事項	事 項 限度額		前年度末までの 支払義務発生 (見込)額			当該年 支払義 予2	左の財源内訳	
		期	間	金	額	期間	金額	企業債
	千円				千円		千円	千円
電子カルテシステム 導入事業	330,000		_		_	令和4年度から 令和5年度まで	330,000	330,000

認定第1号

令和3年度泉大津市一般会計及び特別会計決算認定 の件

令和3年度泉大津市一般会計及び特別会計決算(別冊)を地方自治法(昭和22年 年法律第67号)第233条第3項の規定により、市議会の認定に付する。

令和4年9月7日提出

認定第2号

令和3年度泉大津市水道事業会計決算認定の件

令和3年度泉大津市水道事業会計決算(別冊)を地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、市議会の認定に付する。

令和4年9月7日提出

認定第3号

令和3年度泉大津市下水道事業会計決算認定の件

令和3年度泉大津市下水道事業会計決算(別冊)を地方公営企業法(昭和27年 法律第292号)第30条第4項の規定により、市議会の認定に付する。

令和4年9月7日提出

認定第4号

令和3年度泉大津市病院事業会計決算認定の件

令和3年度泉大津市病院事業会計決算(別冊)を地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、市議会の認定に付する。

令和4年9月7日提出